

平成20年第341回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成20年2月29日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 町政報告
- 日程第 5 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第 6 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第 7 議案第 6号 矢吹町集会施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第20号 矢吹町図書館の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第21号 矢吹町文化センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第22号 矢吹町ふるさとの森芸術村の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第23号 矢吹町体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第24号 矢吹町勤労者体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第25号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第26号 矢吹町農村公園の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第27号 矢吹町公園の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案の上程

議案第2号・第3号・第4号・第5号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第28号・第29号・第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号・第36号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号・第42号・第43号

(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	鈴木一夫君	2番	大木義正君
3番	熊田宏君	4番	栗崎千代松君
5番	渡辺正美君	6番	柏村栄君

7番	諸根重男君	8番	吉田伸君
9番	藤井精七君	10番	棚木良一君
11番	角田秀明君	12番	十文字重康君
15番	遠藤守君	17番	永沼義和君
18番	根本信雄君		

欠席議員（1名）

16番	松谷正良君
-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	長野崎吉郎君	副町長	長野地誠君
教育長	栗林正樹君	代表監査委員	佐藤昇一君
企画経営課長	渡辺正樹君	総務課長	内藤正昭君
税務課長	蛭田武良君	町民生活課長	長岐敬一君
保健福祉課長	根本孝一君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	須藤修平君
都市建設課長	坂本明司君	上下水道課長	渡辺正弘君
会計管理者兼 出納室長	熊田建一君	教育次長兼 学校教育課長	坂路寿紀君
生涯学習課長	水戸光男君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	小林伸幸	主幹兼 局長補佐 兼次長	水戸邦夫
--------	------	--------------------	------

◎開会の宣告

○議長（根本信雄君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第341回矢吹町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（根本信雄君） これより会議を開きます。

会議に先立ち報告いたします。

16番、松谷正良君より欠席する旨の届け出がありました。

日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（根本信雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

12番 十文字 重 康 君

15番 遠 藤 守 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（根本信雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員長、11番、角田秀明君。

○11番（角田秀明君） おはようございます。

いよいよこれより最後の議会となりますけれども、第341回の定例町議会が本日2月29日に招集になりましたので、それに先立ちまして、2月27日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出されました日程案について議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、会期を2月29日から3月10日までの11日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案等は44件であります。専決処分の報告2件、条例の一部改正1件、指定管理者関係議案8件並びにまちづくり総合計画議案1件については全体審議といたします。

次に、条例の一部改正等16件及び2月22日までに受理いたしました請願2件、陳情3件については、それぞれ

れの常任委員会に付託して審議をすることにいたします。

また、補正予算関係議案7件と当初予算関係議案9件については、一般会計と特別会計に分けて第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置構成して審議することにいたします。

なお、総務・文教厚生・産業建設の各常任委員会の付託案件は議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆さんのお手元に配付してあるとおりであります。第1日目の本日は本会議で報告2件、条例の一部改正1件、指定管理者関係議案8件は全体審議として採決いたし、日程第16で議案第2号から第5号、第7号から第19号までと第28号から第43号を一括上程して、町長から提案理由の説明を受け初日は終了いたしますが、日程第3、諸般の報告の冒頭で全国町村議会議長会表彰の伝達があり時間をとりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、第2日目の3月1日、第3日目の3月2日は土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の3月3日月曜日は、通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の4日火曜日は、前日に引き続き一般質問を行い、総括質疑をして議案、請願、陳情の付託を行います。午後からは各常任委員会を開催いたします。

第6日目の3月5日水曜日は、第1、第2予算特別委員会を開催いたします。

第7日目の3月6日木曜日は、前日に引き続き予算特別委員会を開催いたします。

第8日目の3月7日金曜日は、各委員会審議結果報告書作成のため休会といたします。

第9日目の8日、第10日目の9日は土曜日、日曜日のため休会といたします。

第11日目の3月10日は、午後から本会議を開き、日程第1で議案第17号、第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更を審議、採決を行います。

次に、各委員会に付託した議案、請願、陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行い、今定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議することにいたしますので、皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

ここで、記念写真撮影のお知らせをいたしたいと思います。第11日目の最終日午後1時から写真撮影を庁舎前で行い、撮影後本会議となりますので、間違いのないようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

なお、今議会は恒例によって最終日、本会議終了後の午後6時からいやさかにおいて、町管理職との懇親会を開きますので、皆さんの参加をお願いしたいと思います。よろしく願いを申し上げます。

以上です。

○議長（根本信雄君） 10番。

○10番（棚木良一君） 議運の改善、あるいは要望ということになるのかとは思いますが、ただいま報告のあった全体審議の議案20号から27号までについては、一般質問で3人が通告を出しているんです。しかし、これが全体審議で最初にしてしまいますと、一般質問をするという点でもなかなかこうちょっと整合性がないというようなことがありますので、そういった点で、こういった問題については委員会で審議をして採決をするということが、議会制民主主義の上からも重要ではないかと思うんですが、そういった点で、変更できるならば全体審議でできるようにしていただきたいというふうに思いますので、その点について諮っていただきたい

と思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（根本信雄君） 12番。

○12番（十文字重康君） その点についてはですね、事前に通告をして、そして事務方にですね、こういう内容について聞きたいんだというような内容の話を詳細にして、できるだけ質問事項と答弁事項が整合するようになるべく、すれ違いであっても構いませんけれども、整合できるように、事前に打ち合わせをするということが前提条件になって議会を進めてきた経過もあるので、その辺について棚木議員ももっと努力をして、通告した内容について、秘書官の課長なりあるいは町長なりに、こういう内容について聞きたいのだということの事前の打ち合わせがないとこういうことになりかねないというような気もするんです。ですから、通告とそれに対する町当局の答弁との打ち合わせ等については、十分進めるべきだと思います。

○議長（根本信雄君） 10番議員、ただいまのご意見ですけれども、全員協議会を開催して、その後に一般質問の審議日があって、そして本日の本会議でもって全体審議で行うというようなことが、議会運営委員会のほうでも決定しておりますので、その辺を了承していただきたいということです。

ですから、今回の場合は議運の方で委員長のご報告のとおり進めていきますので、ご了承お願ひします。
よろしいですか。

○10番（棚木良一君） 了解はするけれども、そういった点で事前に指定管理問題については3人の議員が通告をしているんですね。ですから、そういった問題についてはやはり委員会の審議を重視するということ、私は議会制民主主義の上からも必要ではないかと思っておりますので、今後こういった問題については、そういったことで対応していただきたいというふうに要望しておきます。

○議長（根本信雄君） はい、わかりました。

それでは、お諮りいたします。ただいま議会運営委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日2月29日から3月10日までの11日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日2月29日から3月10日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程については、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（根本信雄君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

去る2月6日開催されました全国町村議会議長会定期総会において、自治功労者として27年以上在職で遠藤守議員、15年以上在職で松谷正良議員と私、根本信雄が表彰されましたので、ご報告をいたします。

それでは、表彰されました議員各位の伝達を本席において行います。

事務局長から名前をお呼びいたしますので、演壇前にお進みください。

なお、伝達終了後、受賞者の記念撮影をいたしますのでしばらくお待ちください。

事務局長。

○事務局長（小林伸幸君） それでは、遠藤守議員、前のほうにお願ひいたします。議長もお願ひします。

最初に、遠藤守議員です。

○議長（根本信雄君） 表彰状。

福島県矢吹町、遠藤守殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上にささげた功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成20年2月6日、全国町村議会議長会会長、原伸一。（拍手）

○事務局長（小林伸幸君） それでは、遠藤議員、一步下がってそこでお待ちください。

永沼副議長、前のほうにお願いいたします。

根本議員には永沼副議長から伝達をいたします。

○副議長（永沼義和君） 表彰状。

福島県矢吹町、根本信雄殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成20年2月6日、全国町村議会議長会会長、原伸一。（拍手）

○事務局長（小林伸幸君） どうもおめでとうございます。

それでは、松谷議員についてはきょう欠席ですので、後日、議長のほうから伝達をしたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

○事務局長（小林伸幸君） それでは、ここで記念撮影のため暫時休議いたします。

（午前10時18分）

○議長（根本信雄君） それでは、再開いたします。

（午前10時19分）

○議長（根本信雄君） 本定例会の議案書、例月出納検査結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会、白河地方水道用水供給企業団議会、西白河地方衛生処理一部事務組合議会における議案書の写し及び請願文書表、陳情文書表、会期外付託案件報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎監査報告

○議長（根本信雄君） 次に、例月出納検査の結果について、代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） おはようございます。

例月出納検査結果について報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、平成19年11月分を12月20日に、12月分を1月24日に、1月分を2月19日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成19年10月1日から12月31日までの第3四半期分を1月25日に行いました。検査に当たっては、会計管理者並びに上下水道課長から関係必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく適正なものとして認めましたが、企業会計の計数と固定資産台帳の一部に差異が見受けられ、その差異については平成19年度末決算までに適正な処理をするよう指示しました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○議長（根本信雄君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（根本信雄君） これより組合議員から議案審議の結果について順次報告を求めます。

白河地方広域市町村圏整備組合議員、17番、永沼義和君。

〔17番 永沼義和君登壇〕

○17番（永沼義和君） 議場の皆さん、おはようございます。

白河地方広域市町村圏整備組合議会の報告をいたします。

平成19年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会が平成19年12月26日に、平成20年第1回定例会が2月28日にそれぞれ開催されました。

初めに、平成19年12月26日に開催されました定例会であります。提案された議案は4件であります。

議案第8号 監査委員の選任についてであります。鮫川村の大樂勝弘氏が同意されました。

議案第9号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。本案は伊達市国見町大枝小学校組合が総合事務組合から脱退することによる組合規約の変更について議会の議決を求めるものであり、原案のとおり可決されました。

議案第10号 決算の認定についてであります。平成18年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計歳入歳出の決算は歳入総額22億5,887万798円、歳出総額22億2,693万2,746円で翌年度繰越額3,193万8,052円であり、原案のとおり認定されました。

議案第11号 平成19年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ582万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億585万1,000円とするものであります。審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、平成20年2月28日に開催されました定例会であります。提案されました議案は5件であります。

議案第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少についてであります。福島市と合併する飯野町が総合事務組合から脱退することの協議について議会の議決を求めたものであります。

議案第2号 白河地方広域市町村圏整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例及び議案第3号による職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例であります。消防職員、一般職員の特殊勤務手当

及び寒冷地手当を廃止するものであり、いずれも原案のとおり可決されました。

議案第4号 平成19年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ660万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億9,925万1,000円とするもので、あわせて地方債の補正を行うものであります。

議案第5号 平成20年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計予算であります。予算総額を22億4,118万4,000円とするもので、前年度より1.87%の増であります。

いずれの議案も原案のとおり可決されました。

なお、詳細については、お手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（根本信雄君） 次に、白河地方水道用水供給企業団議員、10番、棚木良一君。

〔10番 棚木良一君登壇〕

○10番（棚木良一君） 皆さん、おはようございます。

平成20年第1回白河地方水道用水供給企業団議会定例会が2月28日に開催されました。

私と吉田伸議員が出席いたしました。

その結果を私から報告をいたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。市町村総合事務組合規約の変更について専決処分をしたので、その承認を求めるものであります。

本案は、伊達市国見町大枝小学校組合が総合事務組合から脱退することによる組合規約の変更について議会の議決を求めるものであり、原案のとおり承認されました。

議案第2号は平成19年度白河地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収入9万5,000円を増額の上、総額を7億2,256万9,000円とし、収益的支出では268万4,000円を減額し総額を6億9,351万4,000円とするものであります。また、議会の議決を経なければならない職員給与費を31万9,000円減額するものであり、原案のとおり可決されました。

議案第3号は、平成20年度白河地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算であります。本案は収益的収入予定総額を7億2,224万3,000円とし、支出の総額を6億9,419万3,000円とするものであります。また、資本的収支予定額では収入予定額を5,781万1,000円とし、支出予定額を3億3,389万4,000円と定め、支出額に不足する額2億7,608万3,000円については、当年度分消費税など及び過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。審議の結果、原案のとおり可決されました。

最後に、報告第1号では、専決処分の報告についてであります。本案は既に専決事項の指定を受けている福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少による協議について専決処分したので、その報告をするものであります。

なお、詳細については、お手元に配付してあります資料をごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（根本信雄君） 次に、私から、平成19年12月25日に開催されました平成19年第3回西白河地方衛生処理一部事務組合定例会並びに平成20年2月28日に開催されました平成20年第1回西白河地方衛生処理一部事務組

合定例会について報告いたします。

初めに、平成19年12月25日に開催されました定例会で提案されました議案は3件であります。

議案の審議の前に組會議会区議長の選挙が行われ、指名推選により私が選任されました。

議案第7号 平成18年度一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成18年度西白河地方衛生処理一部事務組合一般会計歳入歳出決算ですが、歳入総額22億2,545万954円、歳出総額21億1,357万6,940円で翌年度への繰越額1億1,187万4,014円となり、原案のとおり認定されました。

議案第8号 平成19年度西白河地方衛生処理一部事務組合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,687万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億4,452万4,000円とするものであり、原案のとおり可決されました。

議案第9号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。本案は伊達市国見町大枝小学校組合が当該組合から脱退することによる組合規約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

いずれの議案も原案のとおり可決されました。

次に、昨日2月28日に開催されました定例会であります。提案されました議題は4件であります。

議案第1号 平成19年度西白河地方衛生処理一部事務組合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算総額に1,057万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を22億5,509万6,000円とするものであります。

議案第2号 平成20年度西白河地方衛生処理一部事務組合一般会計歳入歳出予算は、予算総額20億6,066万9,000円で前年度と比較して3.08%の増であります。

議案第3号 平成20年度西白河地方衛生処理一部事務組合分担金については、矢吹町分として1億7,967万円となっております。

議案第4号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少についてであります。福島市と合併する飯野町が総合事務組合から脱退することの協議についての議会の議決を求めたものであります。

いずれも原案のとおり可決されました。

なお、詳細については、お手元に配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で組會議員からの報告を終結いたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（根本信雄君） これより、会期外に行われた委員会の調査報告を各委員長から順次求めます。

総務常任委員長、3番、熊田宏君。

〔3番 熊田 宏君登壇〕

○3番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。

第338回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

総務常任委員会調査報告書。

報告書の1番から5番までは記載のとおりでございますので、ご一読をお願いし割愛させていただきます。

6番、調査経過。

閉会中の継続調査として付託されました総務常任委員会の視察調査は、平成20年1月28日に実施しました。調査先は、宮城県松島町における町税等の収納向上対策について調査してきました。

松島町は、現在人口が1万5,961人、面積54.04平方キロメートルで宮城県の海岸部中央に位置し、ご承知のように日本三景の松島湾には大小260余の島々が浮かび、長い年月の波浪侵食、風化作用によって四季を通じてそれぞれ異なった景観を呈する自然美と、数多くの歴史的、学術的にも価値の高い文化遺産が存在し、国の特別名勝にも指定されるとともに国際観光モデル地区の指定も受け、国内外の観光客に対応できる東北最大で、日本を代表する国際リゾート地にふさわしい観光と漁業の町であります。

松島町においても、三位一体改革に伴う税源移譲や定率減税の廃止といった税制改革の影響を受け、町税収入は増額となる一方で、地方交付税や地方譲与税等の大幅な減額が見込まれるなど、財政状況は我が町同様依然として厳しい状況にあることから、事務事業の見直し、投資効果や効率性を重視した事業の選択と集中を図り、さまざまな主体との連携・協力体制を構築した町政運営に当たられております。

このような状況下、特にバブル経済崩壊に伴うホテル関係等の経営不振、進出企業の事業頓挫や個人収入の停滞、減少、そしてこれらによる納税意識の低下などから町税等の納付率が著しく低下をたどり、町議会からも再三にわたりその対策が求められました。

これらを期に、平成13年1月から収納向上のため、特別滞納整理室が設けられ、近隣する先進自治体の指導を仰ぐとともに滞納整理指導員として国税局OBを非常勤職員として迎え入れ、町税等の収納向上策を種々講じられてきました。平成16年10月には職員も増員補強され収納全般をも所掌し、現在に至っております。限りある自主財源の確保から地道な納税交渉、財産調査に心がけられ、効率的な財産の差し押さえ手続を行い、特に町税滞納処分により差し押さえた財産については、インターネット公売システムを利用した公売を積極的に実施され、町税等の収入未済処理及び徴収率の向上においては、かなりの実績を上げておられます。

矢吹町においても、厳しい財政状況下、財政再建計画の達成を目標に種々方策を講じながら財源確保に努力しております。また、我が町も町税等の滞納整理においてインターネット公売への取り組みが定着しつつある中において、今回の調査結果を大いに活用させ、地道な納税交渉や効果的な滞納整理などに努められ、町税等収納向上対策に生かしていくことを期待し、報告とさせていただきます。

なお、年度末にもかかわらず研修の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上、報告させていただきます。

○議長（根本信雄君） 続きまして、議会運営委員会並びに議員定数等調査特別委員会の調査報告を求めます。
委員長、11番、角田秀明君。

〔11番 角田秀明登壇〕

○11番（角田秀明君） 閉会中の所管事務調査結果報告について。

第339回矢吹町議会定例会において議会運営委員会に付託されました案件につきまして、議会運営委員会委員の全員を傘下に構成する当特別委員会において総轄した調査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から6番まではごらんとおりでありますので割愛させていただきます。

7番 研修経過。

閉会中の継続調査として議会運営委員会に付託された調査について、議員定数等調査特別委員会において総括した視察調査は、群馬県甘楽町で実施いたしました。

甘楽町は、群馬県の南西部、郡内の最東部に位置し関東平野へ続いています。人口は1万4,513人、面積は58.5平方キロメートルを有し、高崎市から約20キロメートル、前橋市から約30キロメートルの距離にあり、南は藤岡市と下仁田町に接している。

町からは上毛三山を初め上信越国境や浅間山が一望でき、歴史的にも古代から栄えた土地柄をしのばす史跡や文化財が多く残り、国指定名勝楽山園は県内唯一の大名庭園であります。それらがお互いに融合し、おおらかで魅力的な景観を生み出しております。

また、甘楽町は、昭和34年に小幡町と新屋村及び福島町の一部が合併して誕生しました。

昭和61年には東京都北区と自然休暇村協定を締結し、手づくりの特産品・名産品であるふるさと味の体いっぱい味わたる代表的な施設に物産センター、甘楽ふるさと館、有機農業による「ふるさと農園」などがあり、ふれあいの丘には福祉センター、文化会館、陸上競技場、体育館などがあり町民活動の場となっている。

毎年4月にはさくら祭り武者行列が開催され、観光客を楽しませるなど、豊かな緑に秘められた地元の人々のぬくもり、自然と伝統が溶け合う町とされています。

また、住民アンケートを参考に平成16年に自立の道を選択した町は誇りを持って自立するため、5年計画による「まちおこしプラン」を策定し、ことしで3年目が経過しました。

職員の人数削減（145名から現在125名へ）、人件費の削減、そして補助金・住民サービス・受益者負担等の見直しなど行政改革を行っています。財政状況が厳しい中で職員体制、住民参加、団体・組織の再編等、今後の行政のあり方を検討し、元気の出るまちづくり、住みよいまちづくりを推進しているとのことあります。

議会の概要につきましては、法定定数22名、現在の条例定数14名であります。その経過については昭和41年に26名を20名に、昭和61年20名を18名に、平成15年に16名に制定したが無投票となり、平成19年には14名にして4月に選挙が行われましたが一転し、21名が立候補し7名が涙をのんだといった厳しい戦いをしたとのことあります。その結果は1期が過半数の7名、2期が1名、3期が5名、5期1名の期別議員数であります。

議長、副議長の任期については申し合わせにより2年としており、常任委員会は3委員会で総務4名、産業5名、社会5名であります。また、議会運営委員会は各常任委員会から2名の選任により委員数が6名であります。議会広報編集委員会の委員は議会運営委員会委員が、そして編集委員長は副議長が就任しているとのことあります。

また、各常任委員会、議会運営委員会、議会広報編集委員会等の任期は2年となっております。

正副議長、議会運営委員長出席のもと予定時間をオーバーして有意義な研修をすることができました。

なお、本特別委員会の報告は12月定例会において終了しておりますが、引き続き調査してきました議会運営委員会、議会広報編集委員会の任期を2年として決定しましたので、関係条例並びに規程の一部改正を皆様方の同意を得て、今議会最終日に発議をいたします。

以上で議員定数等調査特別委員会の報告とします。

○議長（根本信雄君） 次に、矢吹中学校改築検討特別委員会からの報告を求めます。

委員長、17番、永沼義和君。

〔17番 永沼義和君登壇〕

○17番（永沼義和君） 閉会中の所管事務調査結果について（最終報告）。

第322回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました矢吹中学校改築事業の調査検討が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

1番から5番までは省略させていただきます。

6、調査の背景。

矢吹中学校の改築事業については、これまでも所管する常任委員会において先進地の調査研究や小・中学校改築による財政問題、さらには耐震調査を通じた学校改築のあり方等について議論を重ねてきたところである。こうした中、矢吹中学校にあつては耐震診断により要改修、建物も現に老朽化しているなど、生徒たちの教育環境の充実に向けた早急な改築の方向性を見出すことが求められた。しかし、改築といえども矢吹町の厳しい財政状況や市町村合併など避けて通れない現況から、改築事業の取り組みに当たっては苦しい判断が迫られた。

こうした状況を踏まえ、矢吹町の将来像をしっかりと見据え、町民の声を反映させた改築事業が必要であると考え、「矢吹中学校改築検討特別委員会」を設置し、未来を担う子供たちのよりよい教育環境整備実現に向けた積極的な調査検討を重ねるとともに提言も行ってきた。

7、調査等の内容及び経過。

平成16年7月20日、委員会構成後初めての委員会を開催し、本調査を進めるため、矢吹中学校改築計画の概要や基本構想までの経過を教育委員会より説明を受ける。基本構想作成業務をコンペ方式により8社に委託し、平成17年度に基本実施設計に移行したい内容のものであった。

平成16年8月26日、2回目の委員会を開催し、矢吹中学校改築計画による財政について総務課より説明を受ける。現段階における改築費用総額32億円、うち財源として7億円の国庫補助金、起債16億円、一般財源9億円による計画内容の説明であった。

平成16年10月1日、3回目の委員会を開催し、中学校へ出向き現地調査を行うとともに総合運動公園の現況についても担当課から説明を受ける。

平成16年11月15日、4回目の委員会では、矢吹中学校改築基本構想の策定によるコンペ方式の導入など、基本構想の採用について町長から説明を受け、積極的な議論の上、中学校改築は町の大規模プロジェクトであることから教育環境整備にとどまらず、町の未来を開く計画としてとらえ、建設場所も現状にこだわることなく総合運動公園用地の活用も含めた総合的な検討や、32億円という巨額を投資する大規模計画から住民サービスの低下にならないよう財源確保に努めた財政計画の樹立などに関し、委員会の総意とした町に対する提言を行った。

なお、これまでの経過については平成16年12月定例会において中間報告として報告したとおりである。

平成17年1月21日、第5回目の委員会では、7社による基本構想の町民説明会、開票による3社への絞り込み経過や基本設計の概要、委託業者の選定に向けた「矢吹中学校設計検討委員会」の設置と、今後の計画について説明を受ける。

平成17年5月17日、第6回目の委員会を開催し、当該年度における改築事業計画の説明を受け、特に基本設

計委託業者の選定委員会の委員構成などについて議論された。

その後、町長から議会に「矢吹中学校改築事業設計者選定審査委員会委員」の推薦依頼があり、当特別委員会委員から審査委員会に参画、審査に当たる。

平成17年9月2日、第7回目の委員会が開催され、町から改築事業における受託業者の決定経過、事業の概要や今後の事業計画について説明を受ける。

平成18年3月2日、第8回の委員会では、改築事業設計の監修、指導者として東洋大学の長澤教授への受託について説明を受ける。

平成18年8月21日、第9回目の委員会を開催し、「設計検討委員会」に参画した委員として、これまでの「設計検討委員会」による審議経過について冒頭に説明する。「設計検討委員会」で検討された設計内容について議会の意見を聞きたいということで、委員に意見を求めたところさまざまな意見が飛び交い、特に改築の場所について議論となった。現在の場所では工事中の騒音や危険が妨げないため、グラウンドではどうか。また、当時は議会からの要請でもあった総合運動公園予定地での建設が、用地取得費償還等の事情からやむを得ず見送られてきたが、それらの支障も解消されたことから再度検討を望む意見、建設基金の積み立てなど建設財源捻出がいまだに不十分であり、行政自体も財政難から総合運動公園用地の利活用も考えるべきとの意見もあり、一方では、設計コンペなどが既に実施され建設場所も明らかな上での検討委員会なので基本は崩せない。また、改築は耐震状態、安全の面から踏み切ったものであることを中心に考えるべき、既に現在の位置で構想を描かせ設計コンペを行ったのだから、今さら位置を変えたら逆行してしまう。設計検討委員会では設計内容だけを検討する委員会ではないのかなど、現在地での建設を肯定する意見もあり、これらの相互意見を議会意見として設計検討委員会に持ち込むこととした。

平成19年2月8日、町区長会との中学校改築事業に伴う懇談会では、中学校改築に対する参加議員の考えが、また区長会役員からは町民個々による意見として発言があるなど活発な意見交換が行われた。

平成19年5月14日、第10回目の委員会においては、町の財政再建計画策定に関する町民説明会での町民一人一人の声を尊重し、教育委員会からこれまでの実施経過と今後の事業計画について説明を求め、町の財政再建計画をもとに進める中学校建設事業に対する当委員会（議会）の意見を取りまとめ、これらを6月4日に要望書として町へ提出した。

委員会では、耐震強度の補強による早期着手、老朽化施設の解消などを望む声もあったが、子供たちの安全・安心のため早期着工を望む町の考えも理解するが巨額を投資する事業であり、諸般の事情、特に財政事情から町民への負担を懸念する町民の声、不安が払拭されない現在においては、財政再建3カ年計画に基づき将来を見据えた財政をしっかりと立て直し、着手時期は少なくとも3年延長すべきとの考え、あわせて総合運動公園用地の利活用など効率的な建設場所の比較検討についても要望書に含め提出することとした。

これらの審議経過と改選を迎えた調査期限を踏まえ、平成20年2月7日、本委員会最後となる協議により、これまでの委員会審議経過とその結論づけによる報告書の確認をした。

8、まとめ。

本委員会は、矢吹中学校改築事業の方向性について調査、審議してきました。ご承知のように、これまでも調査経過を踏まえ議会の提言として中間報告を行ってきたものの、その後は、主に町による危機的な財政状況

との判断から策定された財政再建3カ年計画をもとに、当該事業の再考を含め審査を重ねた結果、再建計画を踏まえた改築事業の慎重な対応と着手時期の延期を強く求めるものであります。

当特別委員会としても、未来を担う子供たちのよりよい教育環境整備のため、これまでも町民の立場に立って積極的な議論を交わし、矢吹中学校改築は町の大規模プロジェクトであり、教育環境整備にとどまらず、町の未来を開く計画として現状にこだわることなく、総合運動公園用地であった敷地の活用を含めた建設場所の総合的な検討や、毎年地方交付税など依存財源の削減が予想される厳しい財政状況下での多額の支出に対する是非などを主な理由に、改築の手法に対して幾つか提言をしまりました。

これらに対し、町は町有財産売却を財源とする建設基金の積み立て、子供たちの安全・安心を考えた早期着手や総合運動公園用地の活用に対する数々の支障を盾に、現在地での改築計画により進められているが、新しい財政指標「実質公債費率」が県内ワースト3位という不名誉な結果を受け、町としても危機的な財政状況との判断から財政再建3カ年計画の策定を余儀なくされた今においては、財政再建3カ年計画によりしっかりとした財政の立て直しを行い、確立した財政基盤のもとに効率的な事業着手が必要と思慮することから、最低でも財政再建期間中は着手を見合わせて効率的な改築手法を比較検討するなど慎重な事業の取り組みを望むものであります。

なお、本委員会の報告については、これをもって終了となりますが、当該事業が具体化するまでは、改選後も新たな議員構成のもと、特別委員会の設置により引き続き調査、研究を願うものであります。

以上、特別委員会の調査結果を申し上げ、報告いたします。

ご協力ありがとうございました。

○議長（根本信雄君） 以上で各委員会からの報告を終結いたします。

次に、議会会議規則第121条第1項の規定により、議員派遣について報告いたします。

議員派遣の結果については、お手元にお配りした報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告は終了いたします。

○議長（根本信雄君） ここで、暫時休議いたします。

(午前10時59分)

○議長（根本信雄君） 再開いたします。

(午前11時14分)

◎町政報告及び施政方針

○議長（根本信雄君） 日程第4、これより町政報告並びに施政方針を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

まず、ただいまは全国町村議会議長会の席上、表彰されました遠藤守議員、根本信雄議長、松谷正良議員に

対し心より祝意を申し上げます。まことにおめでとうございます。

さて、第341回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、根本議長を初め議員の皆様に感謝を申し上げ、町政報告をさせていただきます。

初めに、日本三大開拓地子供交流事業についてであります。

十和田市から20名、川南町から20名、そして本町からも20名、合計60名の子供が参加し、「開拓」をキーワードとして1月18日から21日までの4日間、十和田市を会場に交流事業を展開したところであります。

交流初日の交流歓迎会では、稲垣教育長、澤目十和田市議会議長を初め関係者多数出席のもと、歓迎を受けました。

交流2日目の開会式には、中野渡市長から主催者あいさつをいただき、3市町代表児童がそれぞれに決意の言葉を発表し実質的な交流が開始されました。

子供たちは寒さにも負けず、交流会、スキー体験、南部裂織体験等を通して、元気にたくさんの友達と交流を深めてまいりました。思い出深い4日間を過ごしたのではないかと思います。

なお、平成20年度は矢吹町での開催予定となっております。

次に、後期高齢医療制度についてであります。

平成20年4月からの医療制度の改正により、75歳以上を被保険者として県単位での後期高齢医療制度が始まります。矢吹町では約2,200人の方々が被保険者になり、保険料も個人単位の納入となります。県内の保険料率は所得割率7.45%、均等割率1人4万円で、矢吹町では平均4万9,800円と試算されております。

保険料の一時凍結や医療費の個人負担など、制度が複雑な部分もありますが、円滑な移行のため準備を進めているところです。

次に、法政大学航空操縦学専修課程関連施設の誘致活動についてであります。

本町に当施設を誘致するため、町長、議長、教育長及び商工会長の連名で、同学の計画を歓迎するとともに、支援する表明文を、去る1月18日に上京、同学の堀江及び武田常務理事に手渡しました。

現在の進捗状況は、同学の新たな教授陣が発足し、建設場所や施設のあり方を具体的に検討した上で決定する予定になっております。

今後、本町への誘致の実現に向けて、県立光南高等学校長を初め、町内関係諸機関及び団体の長43名からなる声明文の連名簿が作成できましたので、できるだけ早い時期に再度、町民の熱意を法政大学当局へ伝えたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、平成19年度教育委員会後期表彰についてであります。

平成19年度教育委員会後期表彰式が2月18日に町文化センターで開催されました。

今回は、昨年11月の教育委員会表彰式以後に活躍された小学生・中学生の皆さんの表彰式であり、中学生の部では福島県中学校新人バスケットボール大会において優勝を果たした矢吹中女子バスケット部、都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会の福島県選手団に選抜された塩澤奈津美さん、渡辺文美さんの両名、青少年読書感想文コンクールで特選を受賞された丹内美翔さん、安田和磨君の両名、また小学生の部では全国ジュニア英語スピーチコンテスト東北大会で最優秀賞を受賞された輪違聡子さん、「家庭の日」福島県ポスターコンクールで優秀賞を受賞された藤田木理君の個人6名、団体1件に表彰状が贈呈されました。

次に、三鷹市民駅伝大会についてであります。

2月10日に開催予定でありました第16回三鷹市民駅伝大会に、一般男子、一般女子、中学男子、中学女子の4部門が招待を受け、万全の準備を整え、前日に三鷹入りしましたが、前日の夕方から降り始めた雪の影響により当日早朝に大会の中止となりました。

矢吹町チームは、今大会に臨むに当たって、総監督の「上位入賞、特に中学生女子の4連覇を目指し、三鷹市のコースをみんなで楽しんで走ろう」との檄の言葉を次回大会に残すこととして、三鷹市大会関係者の方々には、「来年はさらにパワーアップしたチームを編成して参加します」とお礼の言葉を申し上げ帰郷しました。

次からの11項目につきましては項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第341回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

工業統計調査の実施について。

町民新年会について。

東京やぶき会役員会について。

消防行政について。

戸籍の電算化について。

「平成19年度絶好朝食コンクール」について。

生活習慣病予防事業について。

企業立地促進法に基づく基本計画について。

町道の除雪について。

町道整備工事の発注状況について。

成人式について。

以上であります。

次に、平成20年度施政方針を申し上げます。

初めに。

本日ここに、第341回矢吹町議会定例会を招集し、平成20年度の予算案を初め関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

平成19年度は財政再建に軸足を置きながら策定した「財政再建3カ年計画」に基づき、平成21年度までの3年間で7億5,000万円の効果額をあらわす再建策をスタートいたしました。

同計画による再建のための3つの柱、すなわち、持続可能な財政基盤をつくり上げるための「財政運営の再建」、役場組織の体質改善・再生を目指す「役場組織の再建」、これからの地域づくりとしての「まちづくりの再建」を確実に推進してきた結果、初年度となる平成19年度約2億円の効果目標額に対し、1月末で、約7割の達成となっております。

今後も確実な達成に向け、計画の進捗管理の徹底を図りながら努力するとともに、同計画以外の再建策として、新たに公債費の保証金免除による繰上償還等を導入するなど、達成のさらなる努力をしまる覚悟であります。

国では、地方自治体財政の健全化に対する新たな指標として、平成20年度決算から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を施行いたしました。これらにより、今後はすべての地方自治体において実質赤字比率や全会計の連結赤字比率等の内容も公表され、財政の厳しい運営現状が明らかになってまいります。

本町では、平成18年度から他の自治体に先駆け町の厳しい財政内容を町民にお知らせし、平成19年度から財政再建に取り組んできておりますので、効果額の達成継続による財政基盤の安定化を町民の皆様にはいち早くお知らせできるよう努力し、平成20年度からは達成見込みを踏まえながら、次の新たなステップとして「再建」から「再生」に軸足をシフトしてできるようにしたいと考えております。

一方、まちづくりにおいては、平成20年度は第5次矢吹町まちづくり総合計画に基づく前期5年の基本計画が3年目を迎えることとなります。

前期計画の着実な達成を図るには、引き続き「課の運営方針と目標」に基づき、各課ごとの使命や担当する職員の目標を設定し、主要事業や事務事業及び行革実施項目等も含め、年度当初の目標設定と年度中間の事業進捗管理や次年度への政策大綱への反映を着実にいき、年度末にはその実績を確認する成果重視の目標管理を計画的に進めることといたします。

このようにして行うまちづくりの結果は、最終報告として取りまとめるとともに、そこで生じた課題については次年度へきちんと反映する一連の自治体経営サイクルを構築し、これらの過程についてはすべて町民の皆様に公表し、町の現状やまちづくりの方向性等について町民の皆様と情報共有を図ることが重要と考えております。

平成20年度は、まちづくりをさらに戦略的にすることも重要と考えており、実施すべき「まちづくりの方向」が、町民の皆様からもっと理解されやすいような工夫もいたします。

その一つとして、民間企業における経営手法等を行政分野に導入する「ニューパブリックマネジメント」の視点を組織や職員に植えつけるような努力をしております。

また、まちづくり総合計画に基づき実施する主要事業や事務事業を町民の皆様にはわかりやすくする工夫の一つとして、産業振興を特化して一体的に進める考えであります。

矢吹町が元気になる町に活気を取り戻すには、産業の活性化が大変重要ですので、行政が先頭に立ち農・商・工等の関係者及び団体を初め企業連携等の体制を整え、企業誘致や地産地消、グリーンツーリズム、二地域居住等のさまざまな施策を一体的に推進できる体制を構築するようにいたします。

そのため内部的には「産業振興特別会議」を設置し、組織横断、施策横断により「農商工連携」の取り組みを図り、その結果が利益として町民の皆様に還元できるよう、全庁を挙げた取り組みをしております。

2つ目は協働のまちづくりをさらに加速させます。

まちづくりの政策を町民の皆様と協働で進めるため、平成20年度は「協働のまちづくり推進ビジョン」を策定し、行政と民間の役割等に関する方向を定め、行政と民間が対等の立場で民間の力や民間のノウハウを生かしたまちづくりができるようにしております。

地域の課題は、地域や団体、企業等の皆様で解決できる仕組みの構築を目指すとともに、地域やふるさとの人や自然などの大切な財産を、人々の思いやりや協働によって後世に引き継ぐことのできる「社会投票によるまちづくり」として「ふるさと思いやり基金条例」の制度も創設したいと考えております。

近年、核家族化や少子高齢化の進行により、子育てや高齢者の介護等を地域や町民みんなで支え合うことが重要視されてきております。

さらに日常生活の中に、環境への配慮や自然、景観などを大切にする考え方も浸透してまいりました。

そのような動きの中で、ゆとりや生きがいを求めたボランティア活動への関心が高まり、その期待がますます高まってきておりますので、平成20年度はボランティアネットワークの構築を目指し、ボランティアに関する行政や民間のすべての情報を一元的に管理し、活動希望者と利用希望者とのコーディネートが可能となるようなボランティアセンターの設立を目指します。

財政再建3カ年計画に基づく財政シミュレーションでは、今後も職員数の減少を図り人件費を抑制することは避けられません。しかし、このような状況にあっても行政サービスを維持発展するには、職員一人一人の力量が問われてまいります。職員の能力開発や人材育成を主眼とした人事考課制度の試行については平成20年度も継続して行い、まちづくり総合計画に基づく組織目標と個人の目標をリンクさせて、目標設定による業務遂行で、その成果や業績等が組織や人事に適正に反映される仕組みで行政経営サイクルを確立しながら、職員のモチベーション維持・向上を図り、平成21年度からの本格導入を目指したいと考えております。

平成20年度のまちづくりに対する姿勢は、財政再建3カ年計画の達成見込みを立て、「再建」から「再生」へのシフト時期を可能な限りに早く示すことができるようにしたいと考えており、そのためには実施する事務事業を町民にわかりやすく行うことを目指し、「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」の町の将来像実現を職員とともに全力で目指してまいり所存でありますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、平成20年度のまちづくり総合計画に基づく基本的な考え方及び主な事業についてであります。

それでは、まちづくり総合計画に基づく基本的な考え方及び主な事業について、ご説明申し上げます。

まちづくり総合計画では、政策レベルにおける選択と集中として、前期5年間の重点政策を位置づけるとともに、優先順位が高い事務事業は主要事業として具体的な年次計画を立てております。

平成20年度は、自治体経営として財政運営の健全化を図りながら、まちづくり総合計画に基づいた行政運営を確実にを行い、計画、予算、行政評価を機能的に活用した成果重視の行政経営システムの確立を図るものいたします。

具体的な平成20年度当初予算に係る主な内容については、次のとおりとなっております。

1、「人」、すべての町民の一人一人が輝き、みんなが健康で元気なまちをつくります。

一人一人が輝いて豊かに生活するためには、まずは健康が基本となります。町では生活習慣病予防としての、町民みずからの主体的な健康づくりを支援するとともに、福祉・医療・保険の一体的な施策を体系的に整理し、内容の評価検討を行うなどして効果的な事業展開を図り、特に20年度は医療費を抑制するための健康事業として、ヘルスステーション設置運営事業を推進します。

また、文化スポーツ面では、さわやか健康マラソンの充実を図るほか、中畑清旗ソフトボール大会の継続、ふくしま駅伝での町の部優勝を目指すなど、さまざまな活動を通し、スポーツの盛んなまちづくりを進めるとともに、世代間・団体間交流により、人と人が結びつくまちづくりを目指します。

さらに、行財政改革の一環として、新たに文化センター、ふるさとの森芸術村、図書館の指定管理導入など、

みんなを支える地域づくりを推進します。

主な事業は次のとおりです。

ヘルスステーション設置運営事業、生活習慣病予防のための健康教室、文化センター運営委託事業、ふるさとの森施設運営委託事業、図書館運営委託事業、中畑清旗ソフトボール大会事業、さわやか健康マラソン、日本三大開拓地交流事業。

2つ目、「支え合い」、豊かな環境の中で、みんなが支え合い助け合うまちをつくります。

だれもが住みなれた地域で安心して快適な生活を送るためには、地域社会の中での支え合う仕組みづくりが必要です。19年度から検討を進めてきたボランティアネットワークを20年度に設立し、その運用を図りみんなを支え助け合うまちづくりを推進します。

また、増加傾向にあるごみの削減対策として、物を大切にすることを「遺魂（いだま）し」運動として展開し、具体的な取り組みとして、児童・生徒によるエコバックの作成、不法投棄監視カメラの設置に取り組むなど町民意識の高揚を図るほか、景観形成としては、公園管理や花いっぱい事業を推進し、快適で愛着を持てるふるさとづくりを推進します。

さらに、団塊の世代をターゲットに、「シニアクラブ設置」、「二地域居住者セミナー」を開催し、退職後の生活を充実するための支援を行い、高齢者の医療負担対策としては、新たに県内全市町村の参加による福島県後期高齢者医療広域連合が平成20年度4月に設立されることを受け、この枠組みにより高齢者の医療費負担の軽減を図ります。

主な事業は次のとおりです。

ボランティアネットワーク事業、「遺魂（いだま）し」運動事業、バリアフリー推進事業、シニアクラブ設置事業、後期高齢者広域連合事業。

3つ目、「子供」、地域の宝として子供をみんなで育て、子供たちが心豊かに成長するまちをつくります。

町の出生数は年々減少し、子育て支援は町の重要な課題となっております。19年度に幼稚園、保育園に入園する第3子以降児童の保育料を減免する取り組みを実施しましたが、これを継続実施するとともに、20年度から中央幼稚園で延長保育の実施、各種保育時間の延長検討、妊婦健康診査の第1子、第2子は5回、第3子以降は15回まで無料化を図るなど、子育て世代の経済的負担または精神的な負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりを行います。

なお、1保育園について、住民サービスの低下を招かないように民間委託を行い効率的な運営に努めてまいります。

一方、学力向上の取り組みとしては、学力向上推進支援会議による幼・小・中連携と光南高校との中・高連携による取り組みにより、教育ボランティアの活用を図りながら小・中学生全体の基礎学力の向上を図るほか、矢吹中学校においてゴルフ部の創設を目指すなど特色ある子供教育を推進します。

さらに、矢吹中学校改築については、町民の皆様説明し意見を聞きながら取り組んでまいりたいと考えております。

20年度当初予算には、そのための基金積み立てを行い、この財源は町有財産の売り払いにより賄うものとなります。

また、昭和56年以前に建築された施設（幼稚園、小学校）においても、耐震診断を計画的に行い、現状調査を進めてまいります。

主な事業は次のとおりです。

放課後児童クラブ事業、第3子以降幼稚園・保育園無料事業、ファミリーサポートセンター事業、幼稚園預かり保育拡大整備事業、外国人指導助手招致事業、学力向上対策事業、特色ある子供教育推進事業、矢吹中学校改築事業。

4つ目、「仕事」、みんながいきいきと働き、さまざまな仕事の中で経済的に自立していくまちをつくれます。

景気動向は、我が国全体では回復基調にあるものの、地方では依然として厳しい雇用状況となっており、特に、若者が地元で希望する職場で働けないといった問題を抱えております。そのため町では、昨年度実績を上回るよう企業等への訪問を積極的に行い、雇用の確保を目指し、企業誘致を積極的に推進します。

また、20年度には地域活性化支援センターを設置し、雇用対策等に取り組むとともに、中心市街地の空洞化・空き店舗対策として、現状を把握や空き店舗を活用して起業を希望する者への支援制度実施するほか、地場産業の育成として地元が一体となった「産業祭」を開催し、グリーンツーリズムとしても農業体験を通して三鷹市民との交流促進を図ります。

さらに、農業の新たな担い手として集落を基礎とした営農組織の育成・法人化を推進し、地域の農地利用集積の加速化や耕作放棄地の発生防止・解消などを図り、そのための支援を行います。

主な事業は次のとおりです。

企業誘致促進事業、産業祭開催事業、活力ある商店街支援事業（空き店舗対策）、集落営農推進事業、県営土地改良整備事業公共施設負担金事業（長峰地区）、グリーンツーリズム推進事業、矢吹町地域支援活性化センター事業。

5つ目、「暮らし」、みんなが安心し、だれもが暮らしやすさを実感できる安全で快適なまちをつくれます。

20年度は、矢吹町地域防災計画の実行段階にあることから、地震や水害等の災害から町民の安全を確保するため、災害時避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップを作成し、初動体制や緊急時の対応をいち早く行うための体制づくりを行うほか、防犯対策として関係団体の協力連携による「新矢吹方式」の取り組みを引き続き実施し、自主的な防犯・防災対策によってだれもが安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

また、計画的な道路整備としては、田町・大池線、館沢・田内線など幹線道路の整備推進を図るとともに、生活基盤の整備として生活道路の整備推進を図ります。

さらに、若い世帯の定住促進として、40歳以下の夫婦が住宅を新築した場合などに対し、一定期間補助する制度を積極的に推進し、定住促進に努め人口の増加を図るとともに、矢吹町に住んでみたいと思う魅力あるまちづくりを行います。

主な事業は次のとおりです。

若者定住促進事業、交通・防犯団体「新矢吹方式」運営事業、田町・大池線道路整備事業、館沢・田内線道路整備事業、松倉・大池線道路整備事業、町道整備事業、生活道路（簡易舗装）整備事業、その他町道（臨道）整備事業。

6つ目、「構想実現のために」、構想実現のために、みんなで協力し、協働のまちづくりとまちづくり総合計画に基づいた行政運営を推進します。

まちづくりの各種団体は、公共的なパートナーだけではなく、精力的な取り組みによっては地域社会を変え、変革していく力を備えています。そのため町では、協働のまちづくりを目指し、平成20年度は「協働のまちづくり推進ビジョン」を策定し、行政と民間の役割等に関する方向を定め、行政と民間が対等の立場で民間の力や民間のノウハウを生かしたまちづくりができるようにしてまいります。

また、「小さい役場」として積極的に行政改革を進めるとともに、少ない職員で住民サービスを向上させるため、民間にできるものは民間委託を積極的に推進します。

さらに平成20年度は、人事考課制度の本格導入に向けた試行に取り組み、少数精鋭型の組織として人材の育成を図るとともに、改革の風土づくり、職員の資質向上を図り、町民に信頼される役場組織を目指します。

地域やふるさとの人や自然などの大切な財産を、人々の思いやりや協働によって後世に引き継ぐことのできる「社会投票によるまちづくり事業」の制度も創設したいと考えております。

主な事業は次のとおりです。

まちづくり団体支援事業、広報やぶき充実事業、住民情報システム運用事業、戸籍事務処理システム電算化事業、行政評価導入事業、窓口サービス向上検討事業、人事制度総合システム化事業、議会活動支援事業（常任委員会等運営事業）、社会投票によるまちづくり。

それでは次に、予算の概要について申し上げます。

国・地方の予算状況。

日本経済は、このところ一部に弱さが見られるものの、企業部門の底がたさに支えられ、息の長い景気回復が続いています。しかしながら、中小企業や個人消費に景気回復の実感があらわれていない現状となっております。

また、少子高齢化の進展に伴う人口減少時代への突入や地方経済の低迷など構造的な課題に加え、米国のサブプライムローン問題の影響を受けた経済対応や原油、穀物原価高騰に伴う生活用品の物価上昇など、日本経済の先行きに不透明感を強めております。

地方財政については、地方再生対策費の創設により地方交付税4,000億円の増額が見込まれるものの、国庫補助負担金削減による地方税への税源移譲を含めても、依然として行政需要に対する財源不足が生じると予想され、地方財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

さらに、通常国会においては、道路特定財源の暫定税率の延長・廃止をめぐって与野党が対立しておりますが、地方自治体の財政に深刻な影響を及ぼしかねないことから、国の動向を十分に注視し、適切に対応する必要があります。

そのほか、地方財政状況の把握と健全化を図るため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が昨年6月に制定されました。これにより、平成20年度の決算から「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標に基づき、「健全段階」「早期健全化段階」「再生段階」の3段階に格付されることとなります。

このため、今年度の予算については、各指標が基準値以上になることのないよう考慮し、編成作業を進めて

きましたが、今後の執行についても自主財源の確保、歳出予算の重点化・効率化を一層進めていく必要があります。

町の予算概要についてでございます。

平成20年度の予算の概要を一般会計を中心にご説明申し上げます。

予算の規模は、上水道事業会計を除いた一般会計及び特別会計の総額で94億4,267万6,000円、対前年度13億1,609万3,000円減、12.2%減となりました。大幅に減額となった理由としましては、老人保健特別会計の後期高齢者医療制度への一部移行により90.9%減となったことによるものです。これに伴い、後期高齢者医療特別会計が新たに創設されました。

一般会計の予算規模は54億800万円で、前年度予算比1億2,600万円、2.3%の減となっております。

歳入予算の概要。

歳入状況は、景気回復により税収の伸びが期待されますが、依然として地方での実感は乏しく、町税の見直しは厳しい状況にあります。

反面、町税に次いで主要な歳入予算である地方交付税については、地方再生対策費の創設による増収が見込めます。

そのほか、今後の中学校建設などの大規模な事業に備えるため、財政調整基金からの繰り入れをゼロとしたほか、昨年度に引き続き未利用土地売り払い収入を見込むなど、財源確保に力を入れた内容となっております。

歳入予算の主な内容を項目別に見ていきますと、町税が、所得税の税源移譲に伴う住民税の住宅借入金等特別控除新設等により6.1%減の20億5,031万9,000円、地方交付税が地方再生対策費の創設により6.3%増の18億4,500万円、国庫支出金が平成18年1月の低温による道路凍上災害復旧事業の国庫補助金の皆減により、13.1%減の20億525万1,000円、財産収入が一本木資材置き場跡地等の売り払いにより58.7%増の1億57万6,000円、寄附金が社会投票によるまちづくり寄附金制度新設により5万100%増の100万4,000円、繰入金が墓地改修工事終了による墓園基金繰入金の減などにより93.7%減の187万1,000円、諸収入が昨年2月の町営住宅火災による罹災共済金の皆減及び制度資金預託金の減による貸付金収入の減により20.5%減の1億994万8,000円、町債が道路凍上災害及び町営住宅火災復旧事業債の皆減並びに臨時財政対策債の縮減などにより、9.6%減の2億8,510万円などとなっております。

次に、歳出予算の概要。

歳出予算の主な内容につきましては、施政方針冊子の14ページ以降の表のとおりですので、ここでは説明を省略させていただきます。

予算のさらに詳しい内容は、予算案、同説明書等をごらんいただきたいと思います。また、予算特別委員会におきまして、各担当課長から詳しくご説明させていただきますのでよろしくご説明申し上げます。

続いて、平成20年度の行財政改革の方向性について申し上げます。

平成20年度行財政改革の方向性（財政再建3カ年計画の推進）についてであります。

矢吹町では、平成19年度から「財政再建3カ年計画」改定集中改革プランを策定して取り組んでまいりました。

平成19年度の取り組み状況は、削減効果目標の約2億円については、1月末で約7割の達成となっております。

す。今後も確実な達成に向け、さらなる努力をしてまいりたいと覚悟であります。

さて、国では、昨年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて地方公共団体が計画を策定する制度（比率により早期健全化団体及び財政再生団体となる）を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることで地方公共団体の財政の健全化に資することとし、平成20年度決算から適用されることから、本町においては既に取り組んでいる財政再建3カ年計画について、検証を行うとともに各種指標の適用を受けないように対応してまいりたいと考えております。

本町で各種指標に該当するおそれがあるのは実質公債費比率であり、20年度決算で25%を超えると、早期健全化団体となることから、この適用を受けないような取り組みとして、平成19年度からの3年間で12億1,700万円の繰上償還を実施してまいります。

今後においても、持続可能な財政基盤をつくり上げるための「財政運営の再建」、役場組織の体質改善・再生を目指す「役場組織の再建」、これからの地域づくりとしての「まちづくりの再建」の3本柱に、具体的な改善方法や目標数値を示し各実施項目の達成度を検証しながら、3年間で想定される財源不足7億5,000万円の解消と、地方分権時代に対応し得る確かな財政基盤を確立し、住民生活の安定とを向上を図るものとします。

平成20年度は、次の主な実施項目に取り組めます。

(1) 財政基盤の再建。

- ①徴収率の目標設定と滞納処分の強化。
- ②企業誘致の推進。
- ③普通財産の売り払い・行政財産の用途廃止。
- ④まちづくり総合計画に基づく事業の見直し。
- ⑤消防団の今後のあり方検討。
- ⑥民間委託の推進。
- ⑦町債の平準化と繰上償還の実施。

(2) 役場組織の再建。

- ①職員数の削減。
- ②内部経費の削減。
- ③審議会等の廃止、統廃合。
- ④広域行政事務経費の見直しと負担金の削減。
- ⑤出先機関の集約化。
- ⑥人事考課制度の運用。

(3) まちづくりの再建。

- ①自治基本条例の制定及び、協働のまちづくり推進ビジョンの策定。
- ②まちづくり団体支援事業。
- ③ボランティアネットワークの整備。
- ④広報やぶき及び町ホームページの充実。

- ⑤「職員が町に出向きます事業」の実施。
- ⑥住民参加手法拡充の検討。
- ⑦町民モニター制度の検討。
- ⑧町民談話室の充実。

次に、平成20年度の組織機構の考え方について申し上げます。

財政再建に取り組む中、経常経費における多くの割合を占める人件費総額の抑制は大命題であり、平成18年3月に定められた定員適正化計画、さらには財政再建3カ年計画において職員総数の削減を示し、実現に向け努めているところであります。

平成19年度から3年間を計画期間とした組織機構整備計画においては、組織とあわせて平成21年度までの各課等の配置人員を明確にしたところでありますが、平成19年度末における退職者が予定以上であること、さらには平成20年度以降についても団塊の世代の少なからぬ退職者が見込まれる一方、財政再建3カ年期間中の職員採用はしないとしているところであるため、計画での配置人員を減少する見直しを行いました。

平成20年度は、計画に基づき課等の組織の再編は行わないこととし、民間委託等の実施等について積極的に推進することと課内組織経営のあり方を見直すことにより、平成19年度162名から平成20年度151名の11名減員の人員配置を行い、行政サービスの質的な向上を図るよう効率的かつ機動的な組織機構の整備を行います。

終わりになりますが、平成20年度は、当町の将来のための財政再建の断行と、まちづくり総合計画に基づいた政策の実現、この2つを大きな柱に掲げ、「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」を目に見える形で確実に展開していく覚悟でございます。

矢吹町議会議員の皆様におかれましても、変わらぬご指導とご協力をお願い申し上げますとともに、町民の皆様にも町政に対するご理解、ご協力をお願い申し上げます次第でございます。

平成20年度当初予算案につきまして、何とぞ原案どおりご承認いただきますよう、ここにお願い申し上げます次第であります。

なお、施政方針の1ページで平成20年度決算を申し上げますところ、昭和20年度と申し上げました。訂正させていただきます。

なお、10ページの国庫支出金2億525万1,000円の誤りでございます。

以上でございます。

○議長（根本信雄君） 以上で町政報告並びに施政方針は終了いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（根本信雄君） 日程第5、これより報告第1号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 報告第1号 専決処分報告についてであります。本件は、福島県市町村総合事務組合の構成団体であります飯野町が平成20年7月1日をもって福島市に編入合併することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定に基づき同組合を組織する団体数の減少についての協議があり、本協議の回答につきましては同法第180条第1項の規定に基づく専決事項の指定により専決処分をしたものであり、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上、説明申し上げます。

○議長（根本信雄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

10番。

〔10番 棚木良一君登壇〕

○10番（棚木良一君） 専決第1号について質疑をいたします。

今回の福島県市町村総合事務組合から合併によって飯野町が脱退するということではありますが、県内でも相当な数が合併によってこの事務組合から脱退しているわけですが、今後この総合事務組合がだんだん数が少なくなった場合にこれまでどおり運営できるのかどうか、その辺の見通しについてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（根本信雄君） ただいまの10番議員の質疑に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、棚木議員の質問にお答えさせていただきます。

相当な数が脱退していると、今後このまま数が少なくなってきた場合の運営について検討がなされているのかと、見通しはということですが、当然そういう検討はなされると思えます。検討の内容等についてはその都度、検討会が開かれると思えますし、その内容についてもお知らせをしまいたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（根本信雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

この報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（根本信雄君） 日程第6、これより報告第2号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 報告第2号 専決処分の報告についてであります。本件は損害賠償について、被害者への早急な賠償対応から地方自治法第180条第1項の規定及び平成16年9月21日に議決された専決処分の指定により、損害賠償額30万円に共済責任額を加えた額以下の場合は、額の決定について専決処分を了解いただいておりますので専決処分としたもので、同条第2項の規定に基づき本議会に報告するものであります。

専決処分としました損害賠償については、平成20年2月14日に町職員が公用車を運転し八幡町地内の町道交差点を通行する際、誤って一時停止を怠り交差点に進入してしまい、急ブレーキをかけたが間に合わず、右側から直進してきた乗用車の後部に接触し損害を与えたもので、損害額については4万2,874円で示談が成立し、全額町村自動車損害共済の対象として支払いをしております。

以上でございます。

○議長（根本信雄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

この報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

○議長（根本信雄君） ここで、昼食のため暫時休議いたします。

(午後 零時00分)

○議長（根本信雄君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第7、これより議案第6号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明を申し上げます。

議案第6号 矢吹町集会施設条例の一部を改正する条例についてであります。集会施設につきましては、現在32施設が本条例により公共施設として位置づけられ、そのすべての施設において指定管理者制度を導入し、各地域の行政区と協定を結び、行政区が主体となった管理運営がなされているところであります。

井戸尻集会所につきましては、平成6年に町の補助金700万円と行政区の資金により行政区が建築主体となって建築し、行政区により管理運営を実施しておりましたが、地元行政区から将来的に安心して行政区運営が可能となるよう町で施設を引き受けてほしい旨の強い要望があり、今回町が引き受けることとし、条例に新たに井戸尻集会所を加え、施設のより安定した管理運営を確立するために条例の一部を改正するものであります。

以上であります。

○議長（根本信雄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第6号 矢吹町集会施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第8、これより議案第20号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明申し上げます。

議案第20号 矢吹町図書館の指定管理者の指定についてであります。現在、図書館は平成18年4月1日から民間に運営業務委託を実施しているところであります。民間に運営業務を委託することで、民間の活力やノウハウを活用することで利用者のニーズに対応した町民サービスの向上及び経費の節減を図ってまいりました。

今回は、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、平成20年1

月に公募をし、1団体の応募があり、2月に選定委員会を開催し、1団体による企画提案があり、16の審査項目による選定委員会の審議を経て、候補者が選定されました。

町は、この選定結果を受け、指定管理者候補者と指定管理業務の内容や指定管理料等について協議をしてきたところであります。

今回、図書館の指定管理者候補者との条件等の協議が調いましたので、指定期間を平成20年4月1日から平成23年3月31日までとする指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終えます。

○議長（根本信雄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

10番。

〔10番 棚木良一君登壇〕

○10番（棚木良一君） 議案第20号について質疑をいたします。

図書館の業務が委託されて2年になるわけですが、業務の委託前と委託後のいわゆる図書館を利用する図書利用者数と利用者冊数、これはどうなっているのか。それと図書司書は「ふれっしゅ・すてーじ」さんには何人いるのか。それと県内にある公立図書館で指定管理者を導入したところがあるのかどうか。それと図書の選定についてはだれがやるのか。それらについて質疑をいたします。

○議長（根本信雄君） 10番議員の質疑に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、棚木議員のご質問にお答えさせていただきます。

それぞれの質問項目がございました。詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（根本信雄君） 水戸生涯学習課長。

〔生涯学習課長 水戸光男君登壇〕

○生涯学習課長（水戸光男君） 棚木議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の図書館の委託前と委託後の利用者数、それについてお手元に資料を現在お持ちしていませんので、後ほど資料でもってお答えしたいと思います。

県内の図書館で指定管理者になっているところはあるのかということですが、これについては県内ではありません。

図書選定でございますが、これについては今後指定管理者になった後、それなりの図書の選定をする機関みたいなものを設けていただくような、そういう形で正しい図書の購入をしていただくということで考えております。

現在のふれっしゅ・すてーじの人数についても、手元に資料ございませんので後ほどお答えしたいと思います。

指定管理者のふれっしゅ・すてーじのほうの図書の司書資格者でございますが、現在2人ほどいます。

以上で棚木議員の質問にお答えさせていただきました。

○議長（根本信雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

10番。

〔10番 棚木良一君登壇〕

○10番（棚木良一君） 議案第20号 矢吹町図書館の指定管理者の指定について、反対の討論を行います。

これまでも指定管理者制度を導入するということについては反対をしてきたわけですが、財政難や行財政改革を理由に文化施設である図書館やふるさとの森、文化センターを民間に委託していくべきではないと今も考えているものであります。

文化は人の精神的安らぎに関する分野に当たるものであり、また知的な要求を満たしていくものであります。効率性や採算性を求める市場原理とは相入れない面があります。

図書館については、町民の関心も高く、子供の読書や文字文化の振興、生涯学習だけでなく、地域の情報拠点としての期待も高まっているわけであります。

貸し出し頻度の高い本の整備は当然のことですが、専門的な総合的な見地に立って、先を見通した書籍の整備などがなされて町民に信頼される図書館として機能していくものです。政治、経済、文化、自然の変化などの動向をキャッチして、適した書籍を備えて町民に知らせていく図書館でありたいものであります。

そもそも無料利用を義務づけられた図書館に民営化はなじまないものであります。わが町の町民憲章には、歴史を大切に、ふくよかな文化の薫り高いまちをつくりますとうたっております。

民営化路線の押しつけは財政難と効率的運営を大義名分にして進められていますが、行財政の効率的な運営は町が町民の税金を財源にしている以上当然のことであります。しかし、そのために住民の福祉増進を図るとい自治体本来の使命を放棄するのは本末転倒であります。

私は町民憲章を守る立場から、図書館の民間委託は実施せず、町が責任を持って町民に文化の享受を保障していくべきものと考えますので、議案第20号に反対するものであります。

○議長（根本信雄君） その他ございませんか。

3番。

〔3番 熊田 宏君登壇〕

○3番（熊田 宏君） 私は、議案第20号 矢吹町図書館の指定管理者の指定に賛成する立場で討論いたします。

本町は地方分権が進められる中、真に住民ニーズに答え、みずからの判断と責任で行政経営を行う自治体を目指し、平成18年度から抜本的な行財政改革を推進してきました。また、行財政改革の初頭に定めた町の第4次矢吹町行財政改革大綱及び民間委託等に関する基本方針に基づき、計画的に公の施設の民間委託を実施しております。

本案はそのような計画に基づき、図書館について段階的に民間委託を進めることとして、平成18年度から業務委託を開始し、平成20年度から指定管理者制度を導入するものであります。

現在、図書館は運營業務を委託しており、民間の知識、経験を生かし利用者の視点に立った図書館運営で住民サービス向上が図られていると評価できます。さらに指定管理者制度を導入することで管理権限も移譲され、主体的な町民サービスにつながる事業企画及び柔軟な住民参加型の開かれた図書館運営が図られると考えられます。

また、行政が必ずしも文化レベルが高いとは限らず、文化レベルの高い町民も多数おられます。よって、町民サービスの向上が図られると期待できることから本案に賛成するものであります。皆さんのご賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（根本信雄君） その他討論ございませんか。

8番。

〔8番 吉田 伸君登壇〕

○8番（吉田 伸君） 私は、議案第20号について賛成の立場で討論いたします。

私は、個人的に図書館が好きなので、時々出入りしております。現場の状況を見ますと管理運営、すべてふれっしゅ・すてーじが一生懸命やっていると確信を持ってここで皆さんに訴えます。

先ほど、反対の立場で棚木議員は討論を行いましたけれども、私とすればその逆の考え方で考えております。管理者はこのふれっしゅ・すてーじが一生懸命やっている立場並びに環境、誠意すべて私とすれば満足のいく形であり、この姿をもっと続けていきたいと思っております。その努力に対して、私は誠意を持ってやっていたくべきだとそういうふうにも、今思いましたから皆さんに訴えていきたいと思っております。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第20号 矢吹町図書館の指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（根本信雄君） 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第9、これより議案第21号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、ご説明申し上げます。

議案第21号 矢吹町文化センターの指定管理者の指定についてであります。現在、文化センターは平成16年10月から民間に運営業務委託を実施しているところであります。民間に運営業務委託をすることで、民間の活力やノウハウを活用することで利用者のニーズに対応した町民サービスの向上及び経費の節減を図ってまいりました。

今回は、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、平成20年1月に公募をし、2団体の応募があり、2月に選定委員会を開催し、2団体による企画提案があり、16の審査項目による選定委員会の審議を経て、候補者が選定されました。

町は、この選定結果を受け、指定管理者候補者と指定管理業務の内容や指定管理料等について協議をしてきたところであります。

今回、文化センターの指定管理者候補者との条件等の協議が調いましたので、指定期間を平成20年4月1日から平成23年3月31日までとする指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

9番。

〔9番 藤井精七君登壇〕

○9番（藤井精七君） 議案第21号 矢吹町文化センター指定管理者の指定について質疑をいたします。

町政の透明性、また議会の信頼のためにも幾つかの質疑をいたします。

まず、選定についてその公正さについてお尋ねいたします。

最近の情勢では選定委員には自治体の職員は入らない、そういう傾向になっておりますが、本町では副町長が委員長、また教育長まで委員となっておりますが、その辺の配慮などはなかったのか伺います。

ただいま、指定管理者候補者に地域おこし夢クラブについてお伺いいたします。

これはNPO申請中と聞いておりますが、認可はだれが保証したのか。もし認可されたとしても現時点との内容や活動に違いが生じた場合どのように対処していくのか、伺います。

また、今まで業務委託しておりましたNPO法人ヒビキネットについて、町はNPO育成と言ってきましたが失敗であったというように私は判断するのですが、業務委託の際、指定管理者導入を視野に入れた措置と解釈しておりましたが、それに適さないNPOと解釈してよいのか。また4年間の業務委託は実績にならないと判断した、そういった根拠は審査項目にあったのか、伺っておきます。

○議長（根本信雄君） ただいまの9番議員の質疑に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 9番、藤井議員の質問にお答えさせていただきます。

選定委員の中に自治体の職員が入らないのが通常だというようなことの質問でございますが、選定委員の選考については適正に手続がされたというふうに考えております。

また、認可の内容でございますが、認可の手続についておたしでございますが、認可は現在手続中でございますのでその経過は私のほうで見守っていきたいというふうに思っております。

それから、NPOについての育成を図ってきたにもかかわらず、現在のNPOの育成は失敗だったのかというおたしと、4年間の実績をどう考えるのかということで、それを選定委員会でどのように話が出たのか等については、私も当時出席しておりませんので、その点については選定委員長である副町長のほうから答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（根本信雄君） 副町長、野地誠君。

〔副町長 野地 誠君登壇〕

○副町長（野地 誠君） 9番、藤井議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目なのですが、委員に自治体の職員が入っていないのが現在では通例ではないのかということでございますが、今回の指定管理者の選定委員の委嘱につきましては、さきの町の健康センターの手続、それから県でさまざまな公の施設について指定管理者選定の手続をしております。その場合でも施設の設置者、それから運営の責任者、こういった方は入っております。ただ、行政の関係者が全体の中で半数を超えないような人員構成になっております。そういったことも参考にしながら今回、選定委員会の委員については選定をしていくということでございます。

それから、2点目でございますが、業務委託の部分のこれまでの実績はどうかということでございます。

今回の指定管理者の選定につきましては、指定管理者制度は、今回社会教育施設についてはことしの4月から新たに導入する制度でございます。そういったことからこれまでの委託業務だけじゃなくて指定管理者として町の施設管理権限を代行して、より多くの住民の利用、そしてさらなる住民サービスの向上ということが求められると町としても考えています。そういった基本的な考え方をもとに選定委員会においてはそれぞれの評価項目を設定してそれぞれの委員の率直な評価に基づいて集計して、選定候補者として、第1順位、第2順位として決定したところでございます。

○議長（根本信雄君） そのほか質疑ございませんか。

10番。

〔10番 棚木良一君登壇〕

○10番（棚木良一君） 議案第21号について質疑をいたします。

いわゆる選定委員の選定の基準であります。ただいま副町長からも答弁されたわけですが、いわゆる選考委員をだれが指名したのか、一つは文化施設であることを配慮しての人選だったのか。副町長や教育長、教育委員を指名したことは町長の代弁者としての指名であると考えていいのかどうか。町民の意見を取り入れると

いう認識はあったのか。あったとすれば文化振興審議委員、文化財保護審議委員など専門分野、文化・芸術分野の活動者、利用者、団体代表などをなぜ加えなかったのか。その点についてお聞かせをいただきたいと思います。それと今回、審査結果について私どもにも文書で届いたわけですが、町長の候補者決定について、そういった点では選考委員と協議したのか、また申請者と協議したのか、そして最終的に町長の決定理由、その辺を具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（根本信雄君） 10番議員の質疑に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、棚木議員の質問にお答えさせていただきます。

選定委員はだれが指名したのかと、私が委嘱状を交付させていただきました。

それから、文化施設である文化センター、町長の代弁者というような言い方をされておりますが、そういったことはございません。町民の意見を多く取り入れるために、町としましては小学校社会教育委員、さらには文化協会、女性団体のほうからも委員を選定させていただきました。幅広く意見を取り入れていくような考え方のもとで、そういう趣旨で選定委員を選考させていただきました。

申請者と協議をしたのか、選定についてはどういう形で町長まで行って、町長はどのように決めたのかということにつきましては、選定委員の方から選考結果を提出いただきまして、選定委員の選考結果をもとに判断をさせていただきます。委託業者について決めさせていただきましたので、その点についてご理解をいただきたいというふうに思います。

私から以上で答弁とさせていただきます。

○議長（根本信雄君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

9番。

〔9番 藤井精七君登壇〕

○9番（藤井精七君） 議案第21号 矢吹町文化センターの指定管理者の指定について、反対の立場で討論いたします。

文化センターの指定管理者導入には、施設の持つ役割、また専門性からもなじまないものと思っております。また、当町の受け皿の現状からは、時期尚早とも考えられます。

また、この議案第21号には不安や疑問が残っております。よって議案第21号に反対をいたします。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

11番。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 私は、議案第21号 矢吹町文化センターの指定管理者の指定に賛成する立場で討論を

いたします。

我が町は、平成18年度から抜本的な行財政改革を推進し、行政改革の刷新を年頭に掲げた第4次矢吹町行財政改革大綱及び民間委託等に関する基本方針に基づき、計画的に公の施設の民間委託を実施しているわけですが、現在、地方分権が進められている中、我が町は真に住民ニーズにこたえ、みずからの判断と責任で行政経営を行う自治体を目指しているわけであります。

議案第21号はそれらの計画に基づき、文化センターについて平成20年度から指定管理者制度を導入するものであります。

現在、文化センターは運營業務委託しておりますが、適正な業務遂行がなされているとともに受託者の企画運営により自主事業を実施しているなど、多少問題はあるにせよ民間の活力を生かした事業展開が十分可能であると評価をしております。さらに指定管理者制度を導入することにより管理権限も移譲され、実質的な住民サービス向上につながる事業企画と住民参加型の文化センター運営が図られると考えておりますので、本案に賛成するものであります。皆さんのご賛同をよろしく願います。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第21号 矢吹町文化センターの指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（根本信雄君） 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第10、これより議案第22号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明申し上げます。

議案第22号 矢吹町ふるさとの森芸術村の指定管理者の指定についてであります。現在、ふるさとの森芸術村は平成18年4月1日から民間に運營業務委託をしているところであります。民間に運營業務委託することで、民間の活力やノウハウを活用することで利用者のニーズに対応した町民サービスの向上及び経費の節減を図ってまいりました。

今回は、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、平成20年1月に公募をし、2団体の応募があり、2月に選定委員会を開催し、2団体による企画提案があり、16の審査項目による選定委員会の審議を経て、候補者が選定されました。

町は、この選定結果を受け、指定管理者候補者と指定管理業務の内容や指定管理料等について協議をしてきたところであります。

今回、ふるさとの森芸術村の指定管理者候補者と条件等の協議が調いましたので、指定期間を平成20年4月1日から平成23年3月31日までとする指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上であります。

○議長（根本信雄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

9番。

〔9番 藤井精七君登壇〕

○9番（藤井精七君） 議案第22号 矢吹町ふるさとの森芸術村の指定管理者の指定について反対いたします。

この議案も先ほど反対しました議案第21号の立場で反対します。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

4番。

〔4番 栗崎千代松君登壇〕

○4番（栗崎千代松君） 議案第22号 矢吹町ふるさとの森芸術村の指定管理者の指定に賛成する立場で討論いたします。

本案は、民間委託等に関する基本方針に基づいて、ふるさとの森芸術村を段階的に民間委託を進めることとして平成18年度から2年間業務委託を行っております。そして、平成20年度から指定管理者制度を導入しようとするものであります。

ふるさとの森芸術村は多岐多様な価値観の集まる場所でもあります。さらにそういったものを表現するところでもあります。現在、ふるさとの森芸術村は運営業務を委託しておりますが、民間のそういった多様性が十分に生かされて、来館者の視点に立った運営で住民サービス向上が図られていると評価できます。指定管理者制度を導入することで管理権限も移譲されますので、ますます町民の、あるいは来館者の多様性にこたえられると考えるので本案に賛成するものであります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第22号 矢吹町ふるさとの森芸術村の指定管理者の指定について採決いたします。
お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（根本信雄君） 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第11、これより議案第23号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第23号 矢吹町体育施設の指定管理者の指定についてであります。現在、矢吹町体育施設については矢吹球場・町営相撲場・大池球場・大池キャンプ場があります。

今回の指定管理者が行う業務等は、施設の維持管理及び貸し出しに伴う受付事務とかぎ貸し出しが主であります。これらを管理代行という役割を考えまして、町としては各施設等の維持管理業務の多くを社団法人矢吹町シルバー人材センターに委託をし、その実績、経過があります。

つきましては、その管理者として指定いたしたく、矢吹町公の施設に係る指定管理者としての指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき非公募とし、その手續を進めてきたところであり、受託することです承を得ております。

指定期間につきましては、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間といたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（根本信雄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第23号 矢吹町体育施設の指定管理者の指定について採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第12、これより議案第24号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第24号 矢吹町勤労者体育館の指定管理者の指定についてであります。現在、矢吹町勤労者体育館・町民テニスコートがあります。施設の有効利用を図ることから施設のかぎ貸し及び清掃等を民間委託としてお願いしてきたところであります。今回の指定管理者が行う業務等は、施設の維持管理及び貸し出しに伴う受付事務とかぎ貸し出しが主であります。これらを管理代行という役割を考えまして、町としては各施設等の維持管理業務の多くを社団法人矢吹町シルバー人材センターに委託をしている団体でその実績、経過があり、管理者として指定いたしたく矢吹町公の施設に係る指定管理者としての指定の手続等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき非公募とし、その手続を進めてきたところであり、受託することで了承を得ております。

指定期間につきましては、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間といたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上であります。

○議長（根本信雄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第24号 矢吹町勤労者体育施設の指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第13、これより議案第25号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明申し上げます。

議案第25号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定についてであります。集会施設につきましては、地方自治法の改正に伴い矢吹町集会施設条例の一部を改正し、各地区集会所に平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、従来より増して地元行政区がより主体的に施設運営が可能となり、より一層の有効利用が図られているところであります。

今回新たに井戸尻集会所の管理運営について、他の集会施設と同様に指定管理者制度を導入し、従来に増した行政区運営を可能にするものであります。

また、指定管理者の指定に当たっては、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき非公募とし、指定期間につきましては、他集会施設の指定期間と終期をあわせるため期間を平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間とし、地元行政区で受託することで了承を得ておりますので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で終わります。

○議長（根本信雄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第25号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第14、これより議案第26号を議題といたします。
事務局長に議案の朗読をさせます。
事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。
町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、ご説明申し上げます。

議案第26号 矢吹町農村公園の指定管理者の指定についてであります。農村集落在住者の健康増進及び憩いの場として設置された三城目農村公園、神田農村公園、田内農村公園の3公園の管理運営を現在、管理委託制度により行政区に委託してきたところであります。これは、各農村公園の利用者が主に地元住民であることや、地元の行政区に管理運営を委託することで公園施設の有効利用が図られるという点から、行政区に管理運営をお願いしてきたところであります。

町といたしましては、これまでの経過や公園施設の機能・地域性を考慮し、引き続き地元の行政区を指定管理者として指定いたしたく、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき非公募とし、去る1月24日には、対象となる行政区に対しまして制度移行についての説明会を開催し、各行政区で受託することで了承を得ております。

また、指定期間につきましては、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間といたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で終わります。

○議長（根本信雄君） これより質疑に入ります。
質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第26号 矢吹町農村公園の指定管理者の指定について採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第15、これより議案第27号を議題といたします。
事務局長に議案の朗読をさせます。
事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。
町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、ご説明申し上げます。

議案第27号 矢吹町公園の指定管理者の指定についてであります。現在、大池公園、三角点公園、小松公園、小池公園、ひまわり公園、大林公園、新町公園、赤沢中央公園、三十三観音史跡公園の9公園の管理運営を管理委託制度により、老人クラブや社団法人矢吹町シルバー人材センター、社会福祉法人福島県社会福祉事業団福島県矢吹しらうめ通勤寮に委託してきたところであります。これは、各公園施設の利用形態にあわせて、それぞれに管理運営を委託することで公園の有効利用が図られるという点から、管理運営をお願いしてきたところであります。

大池公園、赤沢中央公園、三十三観音史跡公園につきましては、公園施設の規模及び機能、地域性を考慮し、町といたしましては、現在委託している団体の実績及び地域性の観点から社団法人矢吹町シルバー人材センターを管理者として指定いたしたく、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき非公募とし、その手続を進めてきたところであり、受託することで了承を得ております。

また、まちなか公園などの公園施設は、地域住民中心の利用を目的として設置された施設であることから、地元の行政区に管理していただくことにより、公園が地域の財産として愛され、有効に活用され、公園管理とあわせて地域の活性化に寄与できると考えられますので、行政区を指定管理者として指定いたしたく、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき非公募とし、去る1月24日には、対象となる行政区に対しまして制度移行についての説明会を開催し、各行政区で受託することで了承を得ております。

指定期間につきましては、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間といたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上であります。

○議長（根本信雄君） これより質疑に入ります。
質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第27号 矢吹町公園の指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（根本信雄君） ここで、暫時休議いたします。

（午後 2時03分）

○議長（根本信雄君） 再開いたします。

ここで、報告いたします。

坂路教育次長兼学校教育課長より欠席する旨の届け出がありました。

（午後 2時16分）

◎議案の上程、説明（議案第2号～議案第5号、議案第7号～議案第19号、議案第28号～議案第43号）

○議長（根本信雄君） 日程第16、これより議案の上程を行います。

議案第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号を一括して議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますのでご了承願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（根本信雄君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明申し上げます。

議案第2号 矢吹町戸籍等の無料証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、同法第136条の規定により後期高齢者被保険者等の戸籍を無料交付する内容であります。主な証明として、葬祭費を申請する際における戸籍抄本の無料交付が考えられております。

議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は職員の給料表及び期末、勤勉手当並びに扶養手当等を引き上げる条例改正案であります。昨年10月の県人事委員会勧告では過去1年間の福島県内の官民給与の調査結果をもとに給料については民間の水準を0.49%下回ったこと、扶養手当や特別給についても民間水準を下回ったことから、給料表については民間との間に相当の差が生じている初任給を中心に若年層に限定して改定を行い、中高年齢層については改定を行わないこととし、平均で0.49%の引き上げ改定を、扶養手当については民間の支給状況を考慮するとともに、少子化対策の推進にも配慮し、子等に係る支給月額を6,000円から6,500円に引き上げる改定を、また、期末勤勉手当等についても民間の支給水準に見合うよう、支給月数を4.40月から4.45月に引き上げることとし、給料表、扶養手当については平成19年4月1日に遡及して、期末勤勉手当については平成19年12月期より適用するよう勧告を行ったところであります。

人事院勧告並びに県人事委員会勧告の制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられているものであり、勧告は尊重しなければならないものであり、今まで尊重してきたところであります。現下の当町の置かれている厳しい財政状況や町民感情を考慮し、職員労働組合には平成20年1月から実施の提案を申し上げ、昨年11月から5回にわたる団体交渉を経て合意を得たところであります。

議員各位のご理解をお願いいたします。

議案第4号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例についてであります。企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴い、企業立地促進法の減収補てんの対象となる要件等の制定により、集積地区における固定資産税の課税を免除する内容であります。

なお、対象業種としましては、製造業、情報通信業、運輸業等が対象になり、取得価額は製造業5億円以上、製造業以外の業種が3億円以上となっております。矢吹町の基本計画においては、製造業5億円以上のみが該当になります。

議案第5号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。住民基本台帳カードのなお一層の普及を図るため、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間、交付手数料を無料化するものであります。

なお、財源は特別交付税により全額措置されます。

議案第7号 矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、平成20年4月1日より老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正されるのに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第8号 矢吹町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は平成20年4月1日より、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正されるのに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第9号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は国民健康保険の

被保険者が死亡したときに、その者の葬祭を行う者に対して支給する葬祭費を増額するもので、75歳以上の者が加入する福島県後期高齢者医療広域連合から支給される葬祭費と均衡を図るため、同額に改正するものであります。

議案第10号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。平成18年度から平成20年度までの介護保険料について、地方税法の改正により1号被保険者の中で介護保険料が大幅に増加する方がおり、平成18年度及び平成19年度の2年間において、その激変緩和措置を実施してきたところであります。今回政令改正により平成20年度の介護保険料についても平成19年度の激変緩和措置を継続実施できることになったため、平成20年度における介護保険料の特例についての規定を附則において定めるものであります。

議案第11号 矢吹町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は平成19年6月に企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が制定されたことを受け、本年2月1日付で同意されました「福島県南地域基本計画」に基づき適用されます新たな各種奨励制度が創設されるため、従来からありました町の条例との整合性を図り、所要の改正を行うものであります。

議案第12号 昭和55年度の冷害による被災者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例等を廃止する条例についてであります。それぞれ自然災害により被災した際の町税等の減免規定であります。既に事務処理が行われておりますので、条例の整理を図るため廃止をするものであります。

議案第13号 矢吹町ふるさと思いやり基金条例についてであります。本案は矢吹町の「ふるさと」に対する思いを社会投資として寄附金を受け、よりよい人材の育成や環境等の社会基盤整備をするため、寄附金による基金を設置し、ふるさとを愛し、ふるさとづくりに共感していただける人々による新たなまちづくりへの参加手法として制定するものであります。

この条例に基づく寄附金を財源として実施する政策メニュー等については、町民だけではなく数多くの人々から賛同が得られる事業を設定し、そこに共感していただける寄附者の思いが社会投資としてまちづくり参加につながることを目指すものであります。

厳しい財政状況の中、魅力的で個性あるまちづくりを実現するため、矢吹町ふるさと思いやり基金条例を制定し、多様な人々の参加による新しい形のまちづくりを目指すものであります。

議案第14号 矢吹町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてであります。本案は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、物品を借り入れる契約または経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約において、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものであります。

具体的な内容については、事務機器、情報処理機器等の賃貸借契約及び庁舎等の設備保守点検業務、警備業務等の役務の提供を受ける契約において、単年度ごとの契約を繰り返すことなく複数年度にわたり契約を締結することができる契約について定めるものであり、公平公正な競争入札・見積もりの実施による経費節減効果及び受注機会の拡大により、効率的な財政運営が可能となり、さらには公平性・透明性が確保でき、町民への説明責任を果たすことができる制度であります。

議案第15号 矢吹町後期高齢者医療に関する条例についてであります。高齢者の医療の確保に関する法律

に基づき、本年4月からの実施に向け高齢者の医療制度を円滑に実施するため、本町が行う事務について明文化したものであります。

主な事務内容としましては、被保険者の資格に関する事務及び保険料の徴収に関する事務であります。

なお、当該条例は、福島県内の全市町村で制定されるものであります。

議案第16号 矢吹町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例についてであります。この条例は、平成19年6月に企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が制定され、計画区域の面積要件もあり、県南地方を一つの計画区域とした「福島県県南地域基本計画」を作成し、2月1日付で政府関係大臣の同意を得ました。

具体的には、本基本計画に基づき重点区域とされた工業団地等において、「工場立地法」（昭和34年法律第24号）に定める緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合について、「工場立地法」の規定にかかわらず、計画期間中における工場の新增設等に伴う緑地の取り扱いについて、法律で定める比率を半減するものであります。

議案第17号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更についてであります。本案は「第5次矢吹町まちづくり総合計画」における基本構想で、「基本計画を中心としたまちづくりを目指す」としており、この理念は、まちづくり総合計画に基づいた行政運営を徹底し、政策や事務事業をオープンにして開かれた役場の実現を目指すとともに、新たな事務事業はその都度追加、変更等をして財政状況を踏まえた上で、より計画性が高い基本計画としてまちづくりを進めるものであります。

基本計画には計画期間中の事務事業をすべて掲載し、これらを追加・変更する場合は議会の議決案件とすることで、議会との政策形成を図り、その内容を町民に公表しながら町民・議会・役場が一体となったまちづくりを推進することが、「基本計画を中心としたまちづくり」の基本的な考え方であります。

このような理由から、20年度事業実施計画の策定に当たっては、基本計画に変更が生じたことから議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 国土利用計画矢吹町計画（第3次）についてであります。本案は、国土利用計画矢吹町計画（第2次）が平成19年度をもって終了することから、次の国土利用計画となります。「国土利用計画矢吹町計画（第3次）」について、国土利用計画法第8条第3項の規定に基づき提案するものであります。

「国土利用計画矢吹町計画（第3次）」は、第5次矢吹町まちづくり総合計画に定める本町の将来像「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」を実現するため、平成20年から29年までの計画として、土地の有効かつ適正な利用誘導を図るとともに、自然環境に配慮した地域の諸条件に応じた土地利用を推進し、地域の均衡ある発展を目指すものであります。

策定過程においては、庁内組織である国土利用計画策定会議や庁議での検討のほか、パブリックコメントを実施して一般町民から意見を募集し、県との協議を行いながら、矢吹町まちづくり総合審議会での継続的な審議・答申を経て成案となっております。

議案第19号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。本案は福島市と飯野町の合併に伴い、飯野町が福島県後期高齢者医療広域連合から脱退すること及び保健事業に係る経費の一部を構成市

町村が負担することについて、所要の改正を行うものであります。

議案第28号 平成19年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）であります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ297万6,000円を減額し、総額を55億6,524万8,000円とするとともに、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税4,185万4,000円、国庫支出金433万9,000円及び繰入金7,431万6,000円などをそれぞれ増額し、町税6,701万4,000円、財産収入3,740万8,000円、諸収入927万4,000円及び町債690万円などをそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が、職員給与の減及び未利用土地売却時の下水道接続工事費の減などにより1,262万7,000円の減額、民生費が介護保険特別会計繰出金の増などにより786万3,000円の増額、衛生費が墓地改修工事の事業費確定による減などにより1,121万7,000円の減額、農林水産業費が農業集落排水事業特別会計繰出金の増などにより1,327万円の増額、商工費が県信用保証協会貸付金の減などにより1,280万円の減額、教育費が未利用土地売却収入の減による中学校整備基金原資積立金の減により2,846万円の減、公債費が任意繰上償還の実施などにより4,747万6,000円の増額となるものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、第331回定例会（平成18年3月議会）で設定させていただきました健康センター指定管理料について、原油価格の高騰による燃料費の増に伴う増額があるものの、平成20年度から施設利用料金値上げによる増収により総額では624万3,000円減の6,241万5,000円となるものです。

次に、地方債補正の内容につきましては、事業費の確定に伴い、県営水環境整備事業債520万円。土木施設災害復旧事業債170万円を減額するものであります。

議案第29号 平成19年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、歳入歳出の総額をそれぞれ7,598万6,000円増額し、歳入歳出予算をそれぞれ21億9,785万6,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、国民健康保険税1,084万7,000円、国庫支出金480万1,000円、県支出金395万1,000円、繰入金5,553万4,000円、諸収入85万3,000円を増額するものであります。

歳出予算の内容といたしましては、総務費1,146万5,000円、保険給付費6,245万円、諸支出金207万1,000円を増額するものであります。

議案第30号 平成19年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ2,807万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を50億845万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、受益者負担金48万6,000円、使用料138万円、繰入金1,121万6,000円を減額し、繰越金574万5,000円、消費税還付金311万2,000円、町債3,230万円を増額するものであります。

歳出につきましては、総務費429万4,000円減額し、事業費22万7,000円、公債費3,214万2,000円を増額するものであります。

地方債の補正内容につきましては、補償金免除繰上償還の借りかえを実施するため、公営企業金融公庫から下水道事業債として借り入れました地方債のうち、借り入れ利率5.5%以上の地方債を低利な下水道事業高資本費対策借換債に、旧大蔵省から財政融資資金として借り入れました地方債のうち、借り入れ利率7.0%以上

の地方債を市中銀行からの低利な地方債へ借りかえを実施し、金利負担の軽減を図るため追加補正したものであります。

議案第31号 平成19年度矢吹町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、歳入歳出の総額をそれぞれ3,213万円増額し、歳入歳出予算をそれぞれ16億7,263万2,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、支払基金交付金1,606万円、国庫支出金1,070万6,000円、県支出金267万7,000円、繰入金268万7,000円を増額するものであります。

歳出予算の内容といたしましては、総務費1万円、医療諸費3,212万円を増額するものであります。

議案第32号 平成19年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ163万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,614万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、分担金41万円、繰越金85万6,000円増額し、繰入金290万円を減額するものであります。

歳出につきましては、維持管理費150万9,000円、公債費12万5,000円を減額するものであります。

地方債の補正内容につきましては、補償金免除繰上償還の借りかえを実施するため、公営企業金融公庫から下水道事業債として借り入れました地方債のうち、借り入れ利率5.5%以上の地方債を低利な下水道事業高資本費対策借換債へ借りかえを実施し、金利負担の軽減を図るため追加補正したものであります。

議案第33号 平成19年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案の内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,929万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,659万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金1,064万8,000円、支払基金交付金2,326万4,000円、県支出金932万7,000円を減額し、繰入金1,394万9,000円を増額するものであります。

歳出予算につきましては、総務費11万円、保険給付費2,723万6,000円、地域支援事業費198万円を減額し、諸支出金3万6,000円を増額するものであります。

議案第34号 平成19年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、上水道事業の収益的収支予算について、支出額の営業費用総係費の給料費を、人事委員会勧告により5万7,000円増額補正するものであります。また、資本的収支予算につきましては、補償金免除繰上償還の借りかえを実施するため、収入として7,150万円の利率の低い企業債を発行し、支出として6%以上の利率の発行済み企業債、7,180万円等を償還することにより、経費の削減を図り経営の健全化を進めるための補正であります。

なお、この繰上償還の制度は、平成21年度まで3年間継続実施されます。

議案第35号 平成20年度矢吹町一般会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億800万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成19年度予算と比較して2.3%の減となっております。

内容につきましては、施政方針で申し上げましたとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第36号 平成20年度矢吹町国民健康保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額を20億7,784万円とし、一時借入金及び経費の流用について定めるものであります。

平成19年度当初予算と比較して総額で約2.2%の減となっております。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税 6 億5,859万3,000円、国庫支出金 5 億9,523万3,000円、療養給付費交付金7,343万3,000円、前期高齢者交付金 2 億9,323万3,000円、共同事業交付金2億3,160万6,000円、繰入金 1 億5,242万4,000円などとなっております。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費13億4,123万2,000円、後期高齢者支援金等 2 億4,176万7,000円、老人保健拠出金5,879万3,000円、介護納付金 1 億904万8,000円、共同事業拠出金 2 億3,553万2,000円などとなっております、これらで歳出総額の約96%を占めております。

なお、本案については、矢吹町国民健康保険運営協議会より答申を受けた内容となっているものであります。

議案第37号 平成20年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億2,743万8,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成19年度当初予算額と比較して32%の増となっております。

歳入の主な内容といたしましては、分担金及び負担金1,076万9,000円、使用料及び手数料 1 億 8 万7,000円、国庫支出金4,000万円、繰入金 2 億127万9,000円、町債 2 億7,298万円などであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費8,872万4,000円、事業費 1 億2,733万5,000円、公債費 4 億1,127万9,000円となっております。

議案第38号 平成20年度矢吹町土地造成事業特別会計予算についてであります。平成20年度矢吹町土地造成事業特別会計の歳入歳出をそれぞれ3,237万円とし、一時借入金について定めるものであります。

歳入といたしましては、事業収入3,124万1,000円、繰越金112万9,000円であります。

歳出といたしましては、土地造成事業費3,145万3,000円、予備費91万7,000円であります。

議案第39号 平成20年度矢吹町老人保健特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額を 1 億4,758万6,000円とし、一時借入金について定めるものであります。

後期高齢者医療制度の創設により、平成19年度当初予算と比較して約90.9%の減となっております。

歳入の主な内容といたしましては、支払基金交付金7,434万9,000円、国庫支出金4,882万2,000円、県支出金 1,220万5,000円、繰入金1,220万6,000円などとなっております。

歳出の主な内容といたしましては、医療諸費 1 億4,758万1,000円などとなっております。

議案第40号 平成20年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億7,707万2,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成19年度当初予算額と比較して5.7%の増となっております。

歳入の主な内容といたしましては、使用料及び手数料2,367万2,000円、繰入金 1 億1,246万8,000円、町債 4,025万1,000円などであります。

歳出の主な内容といたしましては、維持管理費3,516万4,000円、公債費 1 億4,190万8,000円となっております。

議案第41号 平成20年度矢吹町介護保険特別会計当初予算についてであります。本案は、町が保険者として行う介護保険事業の予算を定めるもので、歳入歳出予算の総額を 8 億2,579万6,000円とし、一時借入金及び歳出予算流用について定めるものであります。

歳入予算の主な内容としましては、保険料 1 億1,475万5,000円、国庫支出金 1 億8,059万3,000円、支払基金交付金 2 億3,433万7,000円、県支出金 1 億1,368万4,000円、繰入金 1 億8,193万7,000円等となっております。

歳出予算の主なものとしましては、総務費4,320万4,000円、保険給付費 7 億4,712万円、財政安定化基金拠出金79万7,000円、地域支援事業費3,346万5,000円等となっております。

なお、本案予算は第 3 期介護保険事業計画 3 年間の最終年度の予算であり、平成19年度と比較しますと 2.9%の増額予算となっております。

議案第42号 平成20年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額を 1 億4,657万4,000円とし、一時借入金について定めるものであります。

後期高齢者医療制度の創設により、新たに設けられた特別会計であります。

歳入の主な内容としましては、後期高齢者医療保険料 1 億958万円、繰入金3,589万2,000円などとなっております。

歳出の主な内容としましては、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億3,499万6,000円などとなっております。

議案第43号 平成20年度矢吹町水道事業会計予算についてであります。水道事業につきましては、給水戸数を6,052戸、年間総給水量157万9,113立方メートル、1 日平均給水量4,326立方メートルを業務の予定量と定め、その他につきましては、収益的収支予算、財源不足分の補てん財源を含めた資本的収支予算、一時借入金、棚卸資産などについて定めるものであります。

収益的収入につきましては、総額で 4 億5,575万9,000円を計上し、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益が 3 億8,024万7,000円、他会計負担金を主とする営業外収益7,551万円などであります。

収益的支出につきましては、総額で 5 億835万6,000円を計上し、主な内容は受水費 1 億6,810万6,000円、減価償却費 1 億5,818万4,000円、企業債利息8,788万円となっております。

資本的収支予算につきましては、収入額が繰上償還のための起債として 3 億4,700万円、他会計負担金として2,616万1,000円の合計 3 億7,316万1,000円に対して、支出総額は 4 億9,727万5,000円となり、差し引き不足額 1 億2,411万4,000円は過年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

資本的支出の主な内容は、配水管布設整備事業で723万円、企業債の償還金 4 億8,396万9,000円を予定しております。

なお、上水道の収支予算は厳しい経営状況ですが、水道経営健全化計画に基づき、今後とも繰上償還や経費の節減等を図り、水道事業の使命である安全でおいしい水の安定供給に努めてまいります。

なお、議案第30号の19年度公共下水道事業と補正予算の総額は歳入歳出予算 5 億845万2,000円であります。

訂正させていただきます。

以上で説明を終えたいと思います。

◎散会の宣告

○議長（根本信雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

大変ご苦労さまでした。

本日の会議を閉じます。

(午後 2時53分)